

◎新潟県告示第1203号

介護保険法（平成9年法律第123号）第104条第1項の規定により、介護老人保健施設の許可の効力を次のとおり停止する。

平成25年10月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

施設の名称	所在地	開設者	停止する効力の内容	停止する期間
介護老人保健施設 汐彩の郷	新潟県北蒲原郡聖 籠町大字次第浜 5372 番地	社会福祉法人 心友会	新規入所者へのサービス提供	平成25年10月21日から平成26年2月20日まで